

7 特許庁からの情報発信のあり方に関する調査研究

本調査研究は、知的財産の重要性に対する認識がますます高まる中、知的財産情報の適切な利用を図り、ひいては知的財産の適切な保護を目的として、特許庁からの情報発信の在り方について検討したものである。

現在特許庁からは、インターネットのホームページや出版物を利用し、特許行政年次報告書、技術動向調査、公表統計等、知的財産に関する様々な情報を発信しているが、情報発信の内容及びターゲットとするユーザーについては、必ずしも明確になっていないのが現状である。

国内のアンケート調査結果では、今後ホームページによる情報発信を望む声が多い一方で、初心者にとっては、現在のホームページは、情報量が多すぎるため、目的とする情報が得られにくい状況であることが判明した。

この点、主要国の特許庁においては、初心者にも利用しやすいよう、ホームページの構成を工夫している。

今後、それぞれの情報発信媒体の利点を活かしつつ、ユーザーの利便性の向上等の観点から、掲載内容の選定及び発信媒体等のデザイン・構成等を検討すべきである。

特許庁からの情報発信に関する現状と課題

1 ホームページについて

(1) 現状

特許庁においては、各種の媒体により情報発信を行っているが、インターネットのホームページを利用した情報発信は大きな柱の一つとなっている。

ホームページを利用することのメリットとしては、情報を更新するタイミングにもよるが、提供する情報の「即時性」又は「速報性」が挙げられる。また、他の媒体により提供される情報との間で、提供する情報の種類を検討し、棲み分けを行うことにより、情報発信媒体間における情報の「互換性」又は「補完性」を達成することができることもメリットとして挙げられる。

また、ユーザー側にとっても、ホームページを通じて情報を入手することは、情報へのアクセス環境が飛躍的に向上することから、大きな意義を有するものである。

これらの観点から、我が国の特許庁のみならず、各国の特許庁もホームページを利用した情報発信に力を入れている。

我が国の特許庁は1996(平成8)年4月18日にホームページを開設した。ホームページのフロントページには、ホームページで提供している情報に関する項目が記載されているが、提供している情報の種類が多いこともあり、項目自体も多岐にわたっている。

(2) 課題

我が国の特許庁がホームページを利用した情報発信を開始してからまだ5年も経過していないが、毎月50万件近いアクセスがあるなど、ホームページを利用した情報発信はそれなりの効果を挙げているといえよう。

しかしながら、我が国の特許庁においては、ホームページを利用した情報発信に関する明確かつ具体的なポリシーが存在しているとはいえない状況であり、以下に述べるような課題が存在することも事実である。

第一に、提供する情報の種類(内容)についての他の情報発信媒体との間の棲み分けが十分行われていないことに加え、ホームページを利用した情報発信のターゲットも明確に位置付けられていないことが挙げられる。

特に、提供する情報の種類については、ホームページから発信する情報量は多ければ多いほどユーザーにとってメリットがある反面、ユーザーが必要とする情報にアクセスするのが困難になるという問題を有することに留意すべきである。

この問題は、我が国の特許庁のみの問題ではなく、ホームページを利用した情報発信を行っている外国の特許庁にも当てはまる問題であろう。

第二に、ホームページから提供される情報の分類の明確化やホームページ・デザインの単純化の問題が挙げられる。

既に述べたように、我が国の特許庁は非常に多くの情報をホームページから提供しており、そのために、ユーザーが必要な情報にアクセスするのが困難になるという弊害が生じている。

本調査研究で行ったアンケートにおいても、制度に精通している弁理士や企業の知的財産部等の専門家からは、「知りたい情報が網羅されている」との声が多いのに対し、中小企業や金融・保険・流通業のように制度に余り精通していないと思われる層からは、「情報が多すぎて知りたい情報にたどり着くのに苦労する」との声が多いことが明らかとなっている。

このことは、ホームページから提供する情報量を減少させることによって解決を図ることもできるが、情報量を減少させ

ることは根本的な問題の解決にはならない。ホームページから提供される情報の分類(階層構造)を明確にするとともに、ホームページデザインを変更し、単純化することにより、解決すべき問題であると位置付けることができよう。

実際に各国の特許庁においては、同様の問題意識から、情報の分類の階層構造を再検討するとともに、ホームページデザインを変更し、単純化により対応を図っていることから、我が国の特許庁においても検討を要する。

第三に、ホームページから提供される情報の速報性の問題である。

ホームページを利用した情報発信のメリットとしては、アクセスの容易性ととも、情報の速報性が挙げられることはいくまでもないことである。我が国の特許庁のホームページにおいても、ユーザーからの要望にも配慮しつつ、情報の更新をいかに進めていくかということについても検討を行う必要がある。

特に、ホームページに情報を掲載する際に、「特許行政年次報告書」等で公表されている情報と同じもののみを掲載するのであれば、情報の速報性のメリットは全く存在しないことに留意すべきである。

また、情報の更新を行う際には、情報の更新履歴(更新日等)を明確にするとともに、それまでの情報をただ削除するのではなく、制度改正における経過措置等のように、それまでの情報も併せて掲載することが有益な場合も存在することに留意すべきである。

第四に、インターネットのホームページから発信する情報の種類に関する問題である。

本調査研究において行ったアンケートにおいては、我が国のみならず世界主要国の法令、制度運用改正情報やWIPO等の国際機関の動向についても、我が国の特許庁のホームページから発信を希望する声が存在した。これらの情報は、各国の特許庁や国際機関のホームページにアクセスすることにより入手可能ではあるが、ユーザーにとって特に関心の高い情報については、我が国の特許庁のホームページから発信することについて検討する必要もある。

また、同アンケートにおいては、PATOLISと同等な審査経過情報や審判便覧等の情報についても特許庁のホームページから発信を希望する声が存在した。これらの情報については、実務家にとっては有益な情報であることには違いないが、他の情報発信手段との関係を整理した上で、ホームページから発信すべきか否かを決定すべきである。

さらに、同アンケートにおいては、審決取消訴訟の判決(要約)や侵害関連情報についても発信を希望する声が存在した。これらの情報については最高裁のホームページから

も入手可能であるが、審決とのリンク等、特許庁と裁判所との間で行われている情報交換の成果をホームページから発信を行うことについても検討を行う必要がある。

2 特許行政年次報告書について

(1) 現状

我が国の特許庁が現在の形態の「特許行政年次報告書」を発行し始めたのは1998(平成10)年からであり、「特許行政年次報告書」(2000年版)は、動向分析編、政策編、統計編の3部から構成されている。

第1部の動向分析編は、『知的財産権を巡る動き』というタイトルで、国内外の知的財産を巡る最近のトピックス等が述べられている。

第2部の政策編は、『知恵の時代』に向けた環境整備』というタイトルで、「知恵の時代」へ向けた特許庁及びその他関係機関の具体的な取組みが紹介されている。

第3部の諸統計等は、従来の生データに加え、主要統計については、グラフ化するとともに、統計編の全データを記録したCD-ROMが付録として添付されている。

特許行政年次報告書については、全文が特許庁のホームページ^(*)からも公開されている。

(2) 課題

我が国の特許庁が現在の形態の「特許行政年次報告書」を発行し始めてからまだ3年しか経過していないが、内容は年々充実しており、カラー化したり、写真や図表を多用したりすることにより、見やすさ、読みやすさに対する工夫もなされている。本調査研究で行ったアンケートにおいても、「特許行政年次報告書」については全体的に高い評価がなされている。しかし、幾つか課題も存在する。

第一に、特許庁の現状、政策等のPR等の目的に応じた情報発信の観点、情報の網羅性や継続性の観点、他の情報発信手段との間の互換性や補完性の観点、からの検討がまだ十分に行われているとはいえない。

委員会における議論やアンケートにおいても、内容が網羅的すぎるため、収録範囲を限定するとともに、他の情報発信媒体との関係を整理すべきとの意見も出されていた。行政庁の情報公開との関係等にも留意しつつ、内容の更なる充実やユーザーの利便性の向上等の観点から検討を行うことも必要である。

第二に、ホームページからの情報発信と同様に、情報発信の対象者(ターゲット)についても必ずしも明確になっていないという問題がある。

このため、「特許行政年次報告書」の内容が、場合によ

(*) URL ; <http://www.jpo.go.jp/tousi/nenzi2000/index.htm>

ては、専門家には物足りず、初心者には難しすぎる内容となっている可能性がある。ある程度ターゲットを想定した上で情報を発信することや情報発信の対象となる情報についても検討する必要があると思われる。

第三に、「特許行政年次報告書」のデザインの問題がある。現在の「特許行政年次報告書」は、写真や図表を多用し、ビジュアル化に努めており、相当の改善がなされていることも事実であるが、諸外国の特許庁の年次報告書と比較するとまだまだ改善の余地がある。特に、初心者に対する配慮からも、デザインの一層の改善に関する検討を行うことも必要であろう。

第四に、諸外国の特許庁の年次報告書との間の整合性の問題がある。

各国特許庁の年次報告書の形態や内容は、それぞれの特許庁における過去からの経緯やポリシーにより異なるものであり、統一的な形態や内容があるわけではない。しかし、制度のグローバル化や外国出願の増加を背景として、出願人や権利者は、自国のみならず、外国の特許庁の年次報告書にも関心を有するようになりつつある。また、大学の研究者にとっては、比較研究や各国ごとの分析を行う際には、各国の特許庁の年次報告書から得られるデータに共通性があることが重要である。このため、日米欧三極特許庁間で年次報告書の在り方についての議論を行うなど、可能な範囲で年次報告書の形態や内容の統一性を図ることも必要であろう。

3 技術動向調査について

(1) 現状

特許情報は、企業・大学・研究機関等における研究開発・技術開発の成果として最新の技術情報及び権利情報である。また、その範囲は、あらゆる技術分野を網羅しており、多様な観点から技術全体をみる事が可能である。

こうした特許情報の戦略的活用方法の一つとして、特許情報の分析に基づく技術動向調査がある。特許から見た技術動向調査は、先端技術分野等の出願状況や研究開発の方向性を明らかにし、企業、大学や研究機関における研究開発テーマの決定や技術開発の方向策定の際に極めて有益な情報の一つとなるものである。

現在までに蓄積された特許情報の量が膨大なものであることもあって、これまでは特許情報の分析を個々の企業や研究機関等で行うことは資金や人材の面からの制約があった。しかし、キャッチ・アップ型技術開発からフロンティア型技術開発への転換が産業競争力強化のためには必要とされ、企業において創造的な技術開発の成功が巨額の利益の源泉となる中、特許戦略の在り方が企業経営の中で大きなウェイトを持つようになるなど、特許情報の分析は以前にも増して重要となっている。こうした状況を踏まえ、特許庁においては

1998(平成10)年度から技術動向調査を行っている。

技術動向調査は、特許の専門家に対するもののみでなく、企業の経営者や一般国民に対する発信も想定されている。2000(平成12)年度においては、『21世紀 特許から見た日本の技術競争力』というタイトルでまとめられることとされ、マクロ解析テーマとセミマクロ解析テーマに分かれている。

マクロ解析テーマは、全産業分野を対象とした網羅的な解析、各個別産業ごとの技術の連関解析、全産業分野を対象とした日米欧間の出願構造の解析を行うものである。

セミマクロ解析テーマは、各個別産業を対象としたものであり、緊急性の高いテーマについて、市場成長が期待される技術、技術革新が今後進む技術等について、概況分析を行うものである。1999(平成11)年度においては4テーマが、2000(平成12)年度においては21テーマが、それぞれ選定されている。技術動向調査の2000(平成12)年度の予算規模は8億5千万円であり、2001(平成13)年度も同様の規模で実施することとされている。

技術動向調査の結果は、報告書の形でまとめられるとともに、ホームページからも情報発信されており、特許庁の審査・審判の実務において活用されるとともに、外部における利用にも供せられている。

(2) 課題

特許庁における技術動向調査は、1998(平成10)年度から試行的に行われ、2000(平成12)年度から本格的に実施され始めたものであるため、現時点でその評価を行うことは困難であるが、幾つかの課題を有しているといえる。

第一に、テーマの設定(特に、セミマクロ解析テーマ)や選定されたテーマにおける調査項目に関する課題である。

テーマの設定に当たっては、多くのファクタに基づいて優先順位を付けることにより行われているが、最終的には、審査・審判実務のニーズと外部のニーズの両方を満たすようなテーマ設定をいかに行うかが課題となる。

また、調査項目についても、セミマクロ解析テーマにおいては、各テーマ共通して調査する共通調査項目と各テーマの技術の特性に応じた調査を行う個別調査項目を設けるなどの工夫がなされているが、共通調査項目については、多様なセミマクロ解析テーマ間を比較可能な調査項目をいかに設定するか、個別調査項目については、特許の分析を質的及び量的な面でどれだけ深めることができるかなど、現在までの実績を踏まえ、よりの確な調査項目を設定できるよう更なる検討を行うことが必要であろう。

第二に、他の情報発信と同様、情報発信先(ターゲット)の設定が課題である。

技術動向調査は、審査・審判実務への活用を想定するとともに、企業の経営者や広く一般国民に対する発信も想定しているため、特に外部への情報発信に際して、ターゲットを

どこに設定するかということが重要となる。ターゲットに応じて調査結果を再加工して発信するなどのきめの細かな対応を行うことが求められる。

第三に、情報発信のタイミングの問題である。

予算との関係や技術動向調査の作業の進行状況との兼ね合いもあるが、技術動向調査の成果のタイムリーな公開の観点から、効果的な情報発信のタイミングについても検討を行うことが必要であろう。

第四に、技術動向調査のまとめ方の問題である。

技術動向調査においては、定量的分析や定性的分析が行われるが、委員会やアンケート結果においては、これらの分析に基づいた将来の動向予測や評価についてまとめることも重要であるとの指摘もなされており、必要に応じて政策的分析を行うことについても検討を行うことが必要であろう。

4 公表統計について

(1) 現状

特許行政年次報告書(2000年版)においては、第3部に諸統計等が記載されている。

具体的には、主要国の出願件数の比較、国内出願及び国際出願に関する各種統計データ、主要国 機関に関する統計データ、予算及びその他諸統計等、約230頁にわたり、統計データが掲載されている。

(2) 課題

公表統計については、非常に網羅的に公表されており、データ量としては十分すぎる感があり、幾つかの問題も有している。

第一に、データの継続性の問題がある。

我が国の特許庁の「特許行政年次報告書」は1998(平成10)年から発行されており、それまで各種の統計は特許庁公報において「特許庁年報」という形態で年1回発行・公表されていた。「特許行政年次報告書」において公表されている統計は、従来の「特許庁年報」において公表されていた統計とすべて一致しているわけではなく、データの継続性の観点で問題がある。

第二に、データの種類、量に関する問題がある。

現在の「特許行政年次報告書」において公表されている統計は、必ずしも我が国の特許庁がオリジナルなデータを保有しているものとは限らず、世界知的所有権機関(WIPO)等の他の機関から提供されているデータを加工せずに公表しているものも少なくない。

他の機関から提供されたデータを我が国の特許庁の「特許行政年次報告書」において公表することについては、ユーザーのニーズ、他の機関からの入手の困難性等についても留意しつつ、公表の必要性について十分に検討を行うことが必要であろう。

特に、WIPOから提供されているデータについては、WIPOのホームページ等からも入手可能であるのみならず、データ自体の「新しさ」の観点においても問題があることに留意すべきである。

第三に、公表されている統計の性格の問題がある。

公表されている統計は、出願件数などの「生」データの状態で公表されているものと分類別統計表などの「加工」されたデータとして公表されているものが混在しているが、その棲み分けは必ずしも明確になっているわけではない。「生」データとして公表すべきものと「加工」データとして公表すべきものとの関係の明確化が必要であろう。

特許庁からの情報発信の在り方に関するアンケート調査

1 アンケートの趣旨

ユーザーにとって有益かつ活用しやすい知的財産情報を特許庁から提供すべく、その情報発信の在り方及びその内容について、国内企業、弁理士、大学の研究者を対象とし、広くアンケート調査を行った。

2 調査結果

(1) 特許庁から発信されている知的財産関連の情報について

特許庁から様々な知的財産関連の情報が発信されているが、知財協会会員企業(以下、「知財協会員」という。)及び弁理士は、その内容についておおむね周知していた。しかし、知的財産部門を有さない企業の多い中小企業及び金融・保険・流通業では、特許庁から発信されている知的財産関連の情報に関し、「内容をよく知らない」との回答が34.7%~54.7%を占めていた。

(2) 今後充実すべき情報

知財協会員、金融・保険・流通業及び弁理士では、実際の実務に必要となる「出願関連情報」、「審査基準・運用」、「侵害訴訟関連情報」に関する情報の充実を求める声が多かった。

一方、中小企業では、「情報検索関連情報」、「工業所有権に関する我が国の政策」、「工業所有権に関する各種啓蒙」、「特許情報を含めた技術動向」等、今後の方向性に関する情報の充実を求める声が多かった。

(3) 特許行政年次報告書について

「特許行政年次報告書」については、知財協会員で65.7%、弁理士で69.9%が「知っている」と回答したが、中小企業及び金融・保険・流通業では、それぞれ11.6%、13.3%と、ほとんど知らないことが分かった。

また、「特許行政年次報告書」の内容については、知財協会会員及び弁理士とも約70%が「充実している」との回答であった。

改善すべき点として、特許庁として、知的財産に関する将来像や、法改正等の成果に関する見解を示すべきとの意見があった。

また、諸統計面では、統計に対する解析や評価を掲載すべきとの意見や、異議決定に関するデータ等、年報時代に掲載されていたデータの再掲載等、データの継続性を希望する意見もあった。

一方、内容的に網羅的すぎており、収録範囲を限定し、掲載しないものについては、別の媒体で公表すべきとの意見もあった。

(4) ホームページについて

知財協会会員及び弁理士では、「よく見ている」が、それぞれ55.0%、64.1%であり、「時々見ている」も含めると、それぞれ90.8%、94.8%で、ほとんどが特許庁のホームページを見ていることが分かる。

一方、中小企業及び金融・保険・流通業では、「よく見ている」が、それぞれ42%、84%と少なく、「時々見ている」を含めても、それぞれ44.2%、37.3%であった。

知財協会会員及び弁理士では、ホームページの内容については、「知りたい情報が網羅されている」、「知的財産に関する最新の情報が掲載されている」と感じている人が多いのに対し、中小企業及び金融・保険・流通業では、「情報が多すぎて知りたい情報にたどり着くのに苦労する」と感じている人が多かった。

これは、前述のホームページの閲覧頻度と関係しているものと考えられる。つまり、知財協会会員及び弁理士は、常にホームページを見ていて、どこにどのような情報があるか知っているため、「情報が多すぎて知りたい情報にたどり着くのに苦労する」と感じないものと考えられる。一方、中小企業及び金融・保険・流通業では、余りホームページを見ていないため、目的とする情報になかなかたどり着けないものと考えられる。

これらの結果より、現在の特許庁のホームページは、情報としては充実しているものの、初心者には利用しづらいものといえる。

今後ホームページで提供して欲しい情報として、意見の多かったものとしては、以下のとおりであった。

- ・我が国のみならず、各国の法令や、制度改正、運用改正に関する情報及び国際機関の動向に関する情報。
- ・PATOLISサービス並みの審査経過情報。
- ・審判便覧。

- ・審決取消訴訟の判決文又は要約。
- ・侵害訴訟関連情報。
- ・啓蒙用テキスト、説明会で配布された資料。
- ・各種様式書類及びその雛型。

また、法令、審査基準、審査便覧等、既にホームページに掲載されている情報についても掲載を望む意見が多かった。これらの情報については、ホームページの内容を熟知していれば容易にたどり着ける情報であろうが、内容を知らない人にとっては、なかなかたどり着けない情報であると考えられる。

(5) その他

ホームページの内容に関し、特許電子図書館(IPDL)の審査経過情報や、各種情報の更新頻度の短縮や、情報の速やかな掲載を望む意見が多かった。

掲載された情報の更新に当たっては、過去の情報をCD-ROM等に保存するなどして、いつでも情報が取り出せる状態にして欲しいとの意見もあった。

また、ホームページの情報量が多いことから、どんな情報が掲載されているか分からないため、ホームページで掲載されている内容を出版物で情報提供して欲しいとの要望もあった。

ホームページ内の検索機能については、特にIPDLの応答速度の向上を求める意見が非常に多かった。それと同時にIPDLの公報の画面の解像度の向上や、公報の一括印刷を望む意見も多かった。

また、現在ホームページに掲載されている資料や、今後掲載を希望する審決取消訴訟や侵害訴訟の判決文等、基本的にホームページに掲載される情報については、PDFファイル等でダウンロードできるようにして欲しいとの要望もあった。

諸外国における情報発信について

1 調査の目的

今後の我が国の特許庁からの情報発信の在り方の参考とするため、主要国特許庁における知的財産関連の情報発信の現状を調査した。また、各国の法律事務所の弁理士又は弁理士及び大学の研究者から、我が国の特許庁への要望を聴取した。

2 調査結果

(1) 主要国特許庁の情報発信の現状

() 英国特許庁

英国特許庁のホームページ^(*)について

(*) URL ; <http://www.patent.gov.uk>

現在のサイトは2000年12月にデザインを一新した。それまでのホームページのフロントページは、見出しが非常に複雑であり、ユーザーが必要な情報を入手するのが困難であった。

そこで、まず、ホームページのフロントページを非常にシンプルなものにした。フロントページからは特許、商標、意匠等の各サイトにリンクが張られている。それぞれのサイトのカラーは変えているもののスタイルや見出しを統一し、ユーザーの使い勝手を考慮し、スクロールせずにサイトが見られるような構成とした。またアイコンの整理も行き、目的とする情報をよりサーチしやすくした。これらに対するユーザーの反応も非常に良い。

情報発信のターゲットは専門家のみならず、初心者も対象としており、初心者用の情報については他のサイトにリンクを張ることにより情報を充実させている。

ホームページに関しては、ユーザー団体等との意見交換を頻繁に行っており、ユーザーの意見も適宜採り入れている。またサイトにアクセスした者からアンケートを採り、その意見をホームページに反映させている。

ユーザーからは常時情報の更新をして欲しいとの声もあるが、コンピュータ・システムのメンテナンスを考えると困難である。効率性や必要性を考慮し、情報の更新のタイミングを決定することとしている。

出版物について

出版物として年報は発行しているが、その他の出版物については積極的に発行していない。

() 欧州特許庁 (EPO)

欧州特許庁のホームページ^{(*)3}について

ホームページによる情報の提供を始めてまだ年数がたっていないので、ホームページで提供する情報全般に関する明確なポリシーが必ずしもあるものではない。

しかし、ホームページは、より多くの人々とコミュニケーションするためには、優れた手段であると考えている。

ホームページに掲載する情報については、掲載するか否か、又は掲載内容をどうするかを決定する者が情報ごとに異なっている。庁内でいろいろと議論を行うことにより、掲載情報及び掲載内容を決定している。

他のホームページへのリンクも、多くの利用者がアクセスするサイトをリンクしている。

また、掲載する情報や掲載された情報の内容又はホームページのデザイン等に関しては、毎年開催されるPATLIBや一般的なユーザー会合において、ユーザーの意見を聴いている。中小企業等のユーザーにももちろん配慮を行って

る。E-メールやFeedbackもよい情報源となっている。

最新の内部会議の記録等もホームページ上で公開されており、情報公開の一環としての役割も担っている。こうした情報公開は、将来に向けたトレンドであり、人々に信頼を与えることにもなる。

ホームページに掲載する情報は庁内から集めるが、オリジナルな情報の作成に時間を掛けている。

ホームページのユーザーとしては、大企業の法務部や特許弁理士等の知的財産の専門家のみならず、中小企業や大学生等についてもユーザーとして考えており、初心者向けの情報も充実させている。更新は、部分によって違い、適宜アップデートしているところもあれば、一年に一回の部分もある。

ホームページの新しいコンセプトに関する議論も行っており、来年をめぐり、より見やすく、使いやすいものとするように準備している。特に新しいニュース (Hot Topics) を分かりやすいようにし、サーチの充実にも力を注いでいる。また、よく利用するユーザーのために、What's New?で更新部分を明らかにしている。

EPO特有の問題として、情報の翻訳 (英、仏、独の3か国語が公用語)の問題があるが、将来的には何らかの手段で解決したいと思っている。

現在のサイトに対するユーザーの反応は一般的に良い。しかし、ユーザーが固定される傾向があり、新しいユーザーのためのサイト作りに力を入れることが今後の課題である。特に若い時から知的財産制度に慣れ親しむように、米国のサイトのように子供に対する情報発信も検討している。

出版物について

また、出版物は、発行媒体が従来の紙から電子媒体等に変化しており、パソコンのみならず携帯電話でもアクセスすることができるようになることから、出版物の概念も大幅な変更を迫られることとなる。

() ドイツ特許商標庁

ドイツ特許商標庁のホームページ^{(*)4}について

現在のホームページは、各部署で各コンテンツを作成しているため、コンテンツ間及びホームページ内の統一性がなく、ターゲットも不明確である。

そこで、2001年3月からIndustrial Property Information for the Public Supply of Literatureが、ホームページについても担当することとなり、統一的なフォームにすべく検討することとなった。

なお、現在のホームページは、ドイツ語のみであるが、今年中には、英語バージョンの公開も予定している。内容や規

(*)3) URL ; <http://www.epo.co.at>

(*)4) URL ; <http://www.dpma.de>

模については、今のところ未定である。

国民の知的財産に対する意識を高めることが重要であり、情報発信のターゲットとしては、学生や一般人などの初心者をつ一つの大きなターゲットと考えている。

ほかには、現在まで余り出願をしていない者やこれから出願をするようなユーザーをターゲットとし、それらの者に対して出願のための援助をすることとしている。

また、弁理士や企業の特許部の専門家をターゲットとし、それらの者に各種の情報の提供を行うこととしている。

これらのターゲットの中で今後一番力を入れていくのは初心者であり、一番広く情報発信を行うことが可能なホームページがメディアとして適していると考えている。

出版物について

専門家向けのテキストは作成しているが、一般向けのテキストは作成していない。一般のユーザーに向けた情報として、パンフレットの提供はあり得ると思う。

出版物としては、(a) 書誌的事項、(b) 特許明細書、(c) 電子フルテキスト、(d) 年金や手続に関する法的データ等の基データが出版されており、誰でも購入することができる。ただし、EPOがほとんどのデータを無料としているのに対し、ドイツにおいては、政府の規制もあり、有料となっている。これらのデータを民間企業が購入し、加工し、CD-ROMにして販売しているが、ドイツ特許庁はそのCD-ROMを購入して各国特許庁に送っている。

今後は、これらのデータの提供も、ホームページが中心になると考えられるため、特許法を改正し、電子化をすることとした。

今後の問題としては、一般の者が先行技術等の検索をすることとなると、検索結果の信頼性に影響を生じることが考えられる。現在は、専門のサーチャーが検索をしているため、検索結果の信頼性は高いが、今後は専門のサーチャーに依頼せずに検索を行うことが増加することが予想される。

() カナダ知的財産局 (CIPO)

カナダ知的財産局のホームページ^{(*)5}について

ホームページは、(a) 利用者の情報アクセスをより広範かつ容易にする、(b) 予算の効率的利用、(c) 利用者に応じた情報提供、(d) 利用者の注意を引く新たな方法である、などの利点を有するため、現在では、基本的にはすべての情報をホームページで公開することとしている。特にカナダは面積が大きいので、地域により情報へアクセスする機会の格差が非常に大きい。しかしホームページを活用することにより、その問題が解消されると考えている。

ホームページは、1994年に開設したが、その後、情報量も

増え、複雑になってきたため、2000年夏にホームページのデザインのリニューアルを始めた。リニューアルに当たっては、情報のある場所へのアクセスが容易かつ速くできるように、デザインをシンプルなものとした。

カナダ知的財産局には、各部署から選ばれた12人程度から構成されるインターネット・アドバイザー・コミッティーがある。この委員会では、ホームページに関する局外の意見も反映するとともに、各部署の意見の聴取を行っている。各コンテンツについては各部署が責任を負うが、最終的には情報局 (IB:Information Branch) が、プロジェクトのコーディネーター、コンテンツ及び情報の質 (英仏の2か国語) を決定するとともに、ホームページの更新、各種のプログラミング等を行っている。

ホームページへのアクセスは、カテゴリー別にチェックをしており、特許及び商標データベース以外には1か月平均3万人弱がアクセスしている。また、特許データベースへのアクセスは1か月平均で4万人から5万人、商標データベースへのアクセスは1か月3万人から4万人である。ホームページ上の情報へのアクセスに関し、サーバの容量を増やしキャッシュの蓄積を可能にしたことにより、二度目以降のアクセスを容易にし、アクセス遅延に対処している。

出版物について

出版物は、利用者のニーズやCIPPOの出版の優先順位に基づいて発行されており、最終的には、情報部局が内容の決定を行っている。出版物の基本的内容については、それぞれの担当部署が責任を有するが、編集、図案化、すべての表現については、情報部局が責任を有し、出版契約も情報部局が管理している。内容は、適宜更新しているが、平均すると2年ごとに更新している。

出版物の読者層としては、中小企業、発明者、大学の研究者や他の人たちを対象としている。

() 米国特許商標庁 (USPTO)

米国特許商標庁のホームページ^{(*)6}について

米国特許商標庁の有する情報は、原則的にホームページで公表している。

ホームページには、一般の利用者向けの情報のみならず、子供が特許制度に関心を持すように、教育用のゲームや学生向けの基本的情報も掲載しており、利用者の関心に応じた情報を提供している。また、情報量が少ないと考えられている大学の研究者や中小企業への配慮も行っている。しかしながら、現在公開されている情報は、専門家向けの情報が比較的多く、一般者向けの情報が少ないため、時間を掛けてそうした情報を更に充実させていくことを検討してい

(*)5 URL ; <http://opic.gc.ca>

(*)6 URL ; <http://www.uspto.gov>

る。

情報に関する組織としては、電子情報 (Electric Product) に関する部署と公衆サービス (Public Search) の部署がある。

ホームページ上の情報の作成は、関連する部署で行っており、専門家として審査官が関与する場合が多い。

ホームページは、1993年から開設しており、当初は審査過程の情報とUSPTOに関する一般的な情報を公開していた。現在は、ホームページへのユーザーの多種多様なニーズに応じた情報を提供しようとしているため、日本特許庁のホームページと同様に、見出しが多く、内容も複雑になっている。このため、半年前から利用者にとって必要とされているものは何かを検討するとともに、ホームページの画面のリニューアルも検討している。リニューアルに当たり、キーとなるのは、必要とされている情報を容易に見つけ出すことができるということである。このため、画面を簡略化するとともに、サブタイトルを使用するなどにより、見出しの数を大幅に削減することも検討している。また、ホームページ上のFeedbackやE-メール、電話などを通じてユーザーからの意見も広く聴取している。

こうしたホームページのリニューアルには、時間と労力が掛かり、また、ホームページのデザインや構成が大きく変わることによるこれまでのユーザーの混乱も予想されるが、ユーザーからの要望も多く、早期に行わなければならないと考えている。特にリーガル・バックグラウンドのない人たちにとっては現在のサイトは非常に分かりにくいいため、ユーザーを分類、特定し、それぞれに応じたページの構成に変えることも視野に入れている。こうした取組みは、来年中には達成したいが、予算等の関係もあり未定である。

出版物について

出版物のリストを発行するとともに、ホームページ上においても公開している。

出版物は、年報等は有料であるが、一般的なパンフレットについては無料で配布している。

出版物としては、特許分類表や特許の調査のガイド等審査をサポートするものが多く、一般的なものは少ない。出版物は、特許制度を利用する者が特許の調査をする際に有益なものであり、ホームページからもアクセス可能である。

また、USPTOにおいては、公衆のためのサービス・ルームを設け、サーチ・ルームとライブラリーの充実を図っている。ライブラリー計画は1986年からスタートし、2万件のドキュメントとサーチ・プログラムを有している。

() 韓国特許庁

韓国特許庁のホームページ^(*)について

ホームページの内容は、各部署で検討され、関連部署と討議の上、合意されたものがホームページ・チームに回されている。ホームページ・チームでは、ホームページに掲載するに当たり、内容の適否を検討し、校正を行っている。

ホームページは1996年12月に開設した。ホームページには、個人向け、中小企業向けなどのサイトを設けており、様々な階層をターゲットとし情報を提供している。

ホームページに対しては、ユーザーからは、出願の手続や自分の出願の審査経過状況について、インターネットを通じてもっと早く答えを出して欲しいとの要望が多い。質問、要望は、サイトの中にある掲示板に書き込むことができるようになっている。一般の人が質問を掲示板に書き込んだら24時間以内に審査官あるいは職員が応答している。韓国特許庁では、これらの質問に対する回答を掲示板に掲載するときには、同時にその質問者に対しメールで「あなたの質問の答えが掲示板に載りましたよ」というサービスを行っている。

また、「私の特許は?」というコーナーでは、出願人に出願の審査経過状況を知らせている。

明細書は韓国工業所有権情報サービス (KIPRIS: Korea Industrial Property Information Service)^(*)のサイトで検索できる。このサイトでは特許・実用新案・意匠それぞれについて無償で検索できる。SGMLフォーマットのビューアで見ることができ、圧縮ファイルでのダウンロードもできる。

また、特許庁の電子図書館もあり、ソウルの事務所とテジョンの本庁で閲覧することができる。

現在、ホームページは、ハングル語で書かれているが、グローバル化及び国外利用者への便宜を図るため、内容のすべてを英語に換えることを検討している。

出版物について

基本的に特許情報 (年次報告書等) の普及は無償で行っている。ただし、特許、実用新案等の公報をCD-ROMで大量に欲しいという場合があり、その際は、CD-ROMの制作費の実費をもらっている。公報は、1998年までは製本版で出していたが、現在はSGMLのCD-ROM版のみである。

国内向け (ハングル語) の年次報告書では、統計について知的財産統計報告書を別途作成している。海外向け (英語版) は統計も一緒になっているが、国内向けの方が英語版より詳細な内容になっている。また、知識財産白書を毎年発行しており、そこには、制度、手続き、行政サービスの内容を盛り込んでいる。

情報発信のターゲットは、企業、研究所、学校、個人、ひいては全国民を対象とし、それぞれのレベルに合わせて行っている。

(*) URL ; <http://www.kipo.go.kr>

(*) URL ; <http://www.kipris.or.kr>

一般向けとして、工業所有権の標準テキストを考えており、今年は、まず大学生向けのテキストの作成を検討している。

統計データの解析については新技術動向調査報告書を出している。また、昨年度は24の技術分野について特許マップを作成した。

これに関連し、昨年の末に、特許マップが自動的に作成できるように情報加工用のプログラム(特許情報分析システム)を作成し、普及説明会を行った。企業、研究所、学校、個人等がインターネットのホームページを通じて無償でダウンロードできるようにしている。

今後はインターネットを通じた公報の発刊を準備している。また、企業がボールペンについての情報が欲しいとあらかじめ申し込んでおけば、新しい公報が発刊されるたびに、関連する公報を抜粋してプッシュ・メールで情報提供するサービスも検討している。

その他

特許情報支援センターを15の地方自治団体に設置し、特許情報の提供、ユーザーの問合せに対する回答、画像を通じての遠隔教育などを行っている。

また、51の大学を指定して特許ネットを作り、その大学がその地方の特許情報提供の拠点となるようにしている。韓国でも、大学の研究が権利化されない、普及しないという問題があり、特に良い技術は企業の方で権利化させるようにしている。

そのほか、特許庁でも、個人や中小企業を対象に、知的財産セミナー、教育を行っている。また、直接ユーザーの所に出向いて行って、電子出願の方法、サーチの方法などを無料で教えるサービスも、特許庁で若しくは地域センターに委託して行っている。従来は、ユーザーから質問が来るのを待つという姿勢であったが、積極的にこちらから出向いて知的財産に関する普及を行う方向に変わりつつある。プッシュ・メールもその一つである。

他の国との特許情報発信に関する情報交換については、現在日本と優先権証明書類を電子データでやり取りするよう日本特許庁と協議している。日本とこのようなシステムが構築できれば、今後米国、EPOとも取り組んでいきたいと考えているようである。

(2) 我が国の特許庁への要望

各国の特許実務家又は研究者から寄せられた日本特許庁に対する要望は、主に以下のようなものであった。

- ・実務上、侵害訴訟等、判決に関する情報は重要である。最近日本でも重要な判決が多く出されるようになってきているので、日本の最高裁判決等、代表的なものだけでも、英訳が日本の特許庁のホームページに掲載されると有益である。要約だけでも利用価値はある。

- ・日本の法律、規則、ガイドライン、審査基準、マニュアル、出願したものの審査経過状況(即時情報)等の英語版は実務上有益である。制度改正情報では、過去の改正情報も含め、どの法令がいつの出願に対応するのか適用関係も明確にもらえるれば有用である。
- ・海外では日本政府が発行する各種の書籍の入手が困難であるため、それらに掲載されているデータだけでもホームページに掲載されれば有用である。また、本を出版した場合には、PDFフォーマットでWeb-versionを公開して欲しい。
- ・最近話題のビジネス方法特許についての情報や、統計情報及び企業の動向に関する情報も、有益である。
- ・ホームページ上でほとんどの情報を得ることができるようになったが、情報量が多いため、必要とする情報にたどり着くのに苦労する場合がある。何が載せてあるかを紙の媒体で情報提供してもらおうと便利である。
- ・IPDLはよく利用しているが、サーチ結果が番号のみで表示されるため、C IPOやUSPTOのようにタイトルを表示してもらう方がサーチ結果を篩にかける場合に有用である。また、アクセスするのに時間も掛かるので、ミラーサイトなどを作ることを検討してはどうか。

(担当 主任研究員 大山 正嗣)

